3　計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

別添第一中「、屋根ふき材等（屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものをいう。以下同じ。）及び建築設備（建築基準法第二条第三号に規定するものをいう。以下同じ。）」を削り、「それぞれ行う」を「それぞれ地震に対する安全性を評価する」に、「第一号、第三号及び第四号」を「第一号及び第三号」に、「第二号から第四号まで」を「第二号及び第三号」に改め、同第三号を削り、同第四号を同第三号とする。

別添第二中「、屋根ふき材等及び建築設備並びに」を「及び」に改め、同第六号を削り、同第七号を同第六号とする。

附　則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

○国土交通省告示第千五十六号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第五条第一項第一号（同規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国土交通大臣が定める要件を次のように定める。

平成二十五年十月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五条第一項第一号（同規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき国土交通大臣が定める要件

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五条第一項第一号（同規則附則第三条において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣が定める要件は、耐震診断に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者及び建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項各号に該当し、同項の規定により一級建築士若しくは二級建築士又は木造建築士の業務の停止を命ぜられ、又は免許を取り消された者以外の者であることとする。

附　則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

○国土交通省告示第千五十七号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第五条第一項第二号（同規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国土交通大臣が定める者を次のように定める。

平成二十五年十月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五条第一項第二号（同規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第五条第一項第二号（規則附則第三条において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　規則第五条第一項第一号に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士であって、同号に規定する登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習を修了した者

二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目その他の講習事務（規則第六条第一項に規定する講習事務をいう。以下この号において同じ。）に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は建築物の構造に関する科目その他の講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

三　前各号と同等以上の知識及び経験を有すると国土交通大臣が認める者

附　則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

○国土交通省告示第千五十八号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第十条第四号の規定に基づき、登録資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件を次のように定める。

平成二十五年十月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十条第四号の規定に基づき登録資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件

第一　木造耐震診断資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上覧に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を含むものとすること。

科目	内容
建築物の耐震診断総論	地震による建築物の倒壊等の被害事例、耐震診断の方法の種類、耐震診断の手順その他の建築物の耐震診断の基礎知識に関する事項
木造の建築物の耐震診断の方法	木造の建築物の構造耐震指標の求め方、建築物の敷地の状況に関する実地調査の方法その他の建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第二項第三号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）に定めるところによる木造の建築物の耐震診断の方法に関する事項
例題演習	耐震診断の方法の選択、木造の建築物の構造耐震指標の算出、建築物の敷地の状況に関する実地調査その他の木造の建築物の耐震診断を行う者として必要な知識及び技能の修得のための演習に関する事項

第二　鉄骨造耐震診断資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上覧に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を含むものとすること。

科目	内容
建築物の耐震診断総論	地震による建築物の倒壊等の被害事例、耐震診断の方法の種類、耐震診断の手順その他の建築物の耐震診断の基礎知識に関する事項
鉄骨造の建築物の耐震診断の方法	鉄骨造の建築物の構造耐震指標の求め方、建築物の敷地の状況に関する実地調査の方法その他の技術指針事項に定めるところによる鉄骨造の建築物の耐震診断の方法に関する事項
例題演習	耐震診断の方法の選択、鉄骨造の建築物の構造耐震指標の算出、建築物の敷地の状況に関する実地調査その他の鉄骨造の建築物の耐震診断を行う者として必要な知識及び技能の修得のための演習に関する事項